



## 新たな旅のスタイルの検討における文化庁事業の位置づけについて

「文化」は、我が国における重要な観光資源であり、文化庁では、文化観光（日本の誇るべき、文化資源を活用し、文化についての理解を深めることを目的とする観光）を推進しているところ。新たな旅のスタイル（特にワーケーション）の推進に当たっては、余暇時間を活用し、文化芸術や文化財について触れ親しむとともに、文化や地域に対する理解を深め、楽しむことができる環境を整備することが有益である。このため、文化資源を中心とする観光拠点・地域を整備するなど、文化観光コンテンツの充実を図ることとしている。

### 文化観光関係の主な施策

#### ①文化資源を中心とする観光拠点・地域の整備の促進

文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化、文化財保存活用地域計画等の認定、策定支援等の取組を加速する。

#### ②国立文化施設の機能強化等

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、国民の貴重な財産である有形・無形の文化的資産を確実に保存、蓄積、継承、発信するとともに、基幹的設備整備などの機能強化及び快適な観覧・鑑賞環境の充実に必要な整備を行うことにより、ナショナルセンターとしての機能強化を図る。

#### ③文化財・博物館等のインバウンド対応

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

# 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

2,245百万円  
1,945百万円)



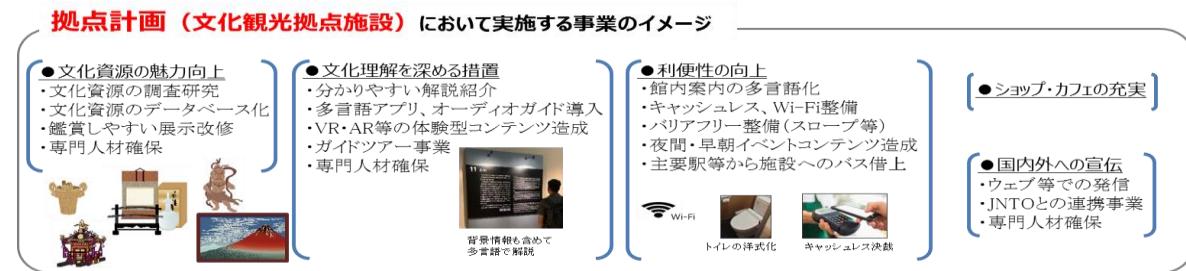
## 事業内容

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

### ①計画の策定のための支援

データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

### ②文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援 ※感染症防止対策等の対応が含まれる。



### ③地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援 ※感染症防止対策等の対応が含まれる。



### ④計画の推進のための支援

好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー、中間評価及び中間評価を踏まえた制度見直しの提案等を実施。

国

①②③  
補助（定額）

民間事業者等

①②③  
補助（2/3以内）

計画認定者等

④委託

### 積算内訳

- ① : 40,000千円
- ②③ : 2,080,000千円（50箇所）
- ④ : 125,000千円

※①②③に係る事務経費は精査中

# 日本遺産活性化推進事業

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

729百万円  
673百万円)



## 概要

地域の歴史的魅⼒や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅⼒ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。



本邦国策を北海道に觀よ！  
～北の産業革命「炭鉄港」～

琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」

## 事業内容

### 地域文化財総合活用推進事業

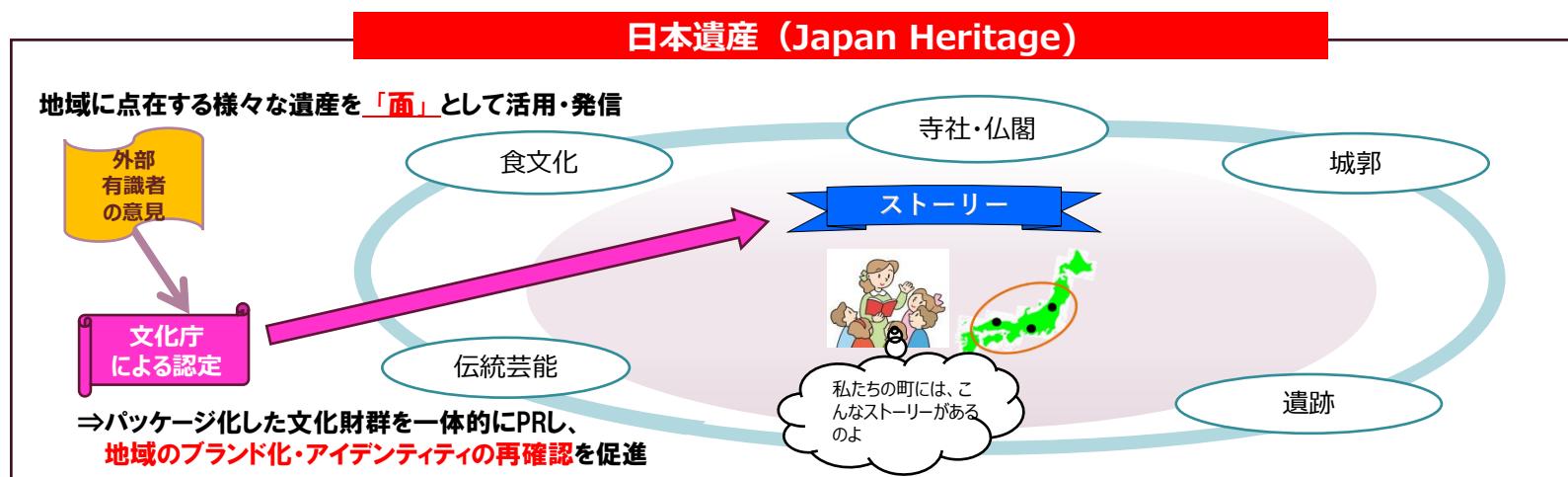
地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等

\*上記各事業において、感染症防止対策等に対応

### 日本遺産プロモーション事業

- JNTOと連携した海外プロモーションの抜本的強化
- 日本遺産先進モデルの構築
- 日本遺産ポータルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（2月13日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- 地域のニーズにあつた専門家の派遣（日本遺産プロデューサー派遣事業）による地域活性化の支援
- 民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットホームの形成



# 改正文化財保護法による文化財保存活用地域計画の認定について

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

## 地域における文化財の総合的な保存・活用



○国の認定を受けた文化財保存活用地域計画（令和3年8月現在 計47か所（26道府県））

# 国立文化施設の機能強化・整備

令和4年度要求・要望額 36,228百万円 + 事項要求  
(前年度予算額 31,229百万円 )



## 背景・課題

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

### ◆「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第2章3. (4) 観光・インバウンドの再生（前略）観光立国実現に官民一丸で取り組む。（中略）DX推進等による収益性・生産性向上、（中略）に取り組む。（中略）コンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、（中略）文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。（中略）多言語表記やバリアフリー、（中略）上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。（後略）

第2章3. (6) スポーツ・文化芸術の振興（前略）伝統ある文化財、日本遺産等の地域の文化資源の持続可能な活用を促進するため、文化財の匠プロジェクトの検討や国立文化施設の機能強化等を図りつつ、保存・活用を一体的に推進できる体制を強化する。子供たちの鑑賞・体験活動の充実、日本博の全国展開、アート市場の活性化、DX時代に対応した著作権制度の構築等の文化DXの推進等を含む政策パッケージを関係府省庁と連携して年内に策定するなど、文化芸術活動の感染症からの力強い復興と発展を支援する。

## 事業内容

### 1. 国立文化施設の機能強化 33,113百万円（31,129百万円）

#### ○ 運営費交付金

#### 独立行政法人日本芸術文化振興会

国立劇場再整備関係経費 1,818百万円（418百万円）  
舞台芸術グローバル拠点事業 819百万円（新規）

#### 独立行政法人国立美術館

アート・コミュニケーションセンター（仮称）経費  
894百万円（850百万円）等



国立劇場再整備関係経費

### 2. 国立文化施設の整備 3,114百万円（100百万円）

#### ○ 施設整備費補助金

#### 独立行政法人日本芸術文化振興会

国立劇場再整備事業 126百万円（新規）

#### 独立行政法人国立科学博物館

収蔵庫新営 976百万円（新規）等 ※別途事項要求あり



国立科学博物館収蔵庫新営  
(3年計画の3年目)

# 文化財・博物館等のインバウンド対応

・令和3年度予算額 1,770百万円  
(前年度予算額 1,847百万円)  
・[文化資源の高付加価値化の促進]  
令和2年度第3次補正予算額 8億円

## 概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

## 事業内容

文化財を中心とした観光拠点を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説の整備【補助率1／3】



2次元コードにスマートフォンをかざすと、英語など多言語解説文のテキスト表示と音声が読み上げられる。

(栃木：二荒山神社等)



現存しない建造物等を史実に基づいて高精細かつ色鮮やかに、多言語によるナレーションにより、VRコンテンツで再現。

(奈良：春日大社等)

## 観光庁・文化庁・環境省の連携による解説整備を推進

### 【観光庁】

魅力的でわかりやすい解説文作成

専門家を派遣し、魅力ある多言語解説文の作成支援

### 【文化庁】

先進的・高次元な媒体整備

先進的な媒体を用いた解説整備への支援

### 【対象事業者】

文化財所有者、自治体、民間団体等

上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る



博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施



文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施



城泊の実施



特別な体験の提供

### 【対象事業者】

文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人（DMO）、自治体、民間事業者等